

令和 4 年

第 11 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 4 年 11 月 25 日 午後 2 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（3 番宮田 京子委員、4 番荒川 敦委員）
- 日程 3 諸般の報告：別紙のとおり
- 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第 3 号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第 1 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 8 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 9 第 3 号議案 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積区域設定について
- 日程 10 第 4 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程 11 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程 12 第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 13 第 7 号議案 非農地通知について
- 日程 14 その他

○令和4年12月1日（木）

- ・令和4年度全国農業委員会会長代表者集会 10:30～
【東京：参議院議員会館】 <会長>

○令和4年12月2日（金）

- ・青年農業者との懇談会 15:30～
【本庁舎：大会議室】 <青年農業者担当部会委員>

○令和4年12月4日（日）

- ・第3回新規就農・就業チャレンジフェア 13:00～16:30
【新潟市：ユニゾンプラザ】 <貝瀬委員、係長>

○令和4年12月6日（火）～7日（水）

- ・令和4年度新潟県中越地区・上越地区農業委員会会長情報交換会
【妙高市：ロッテアライリゾート】 <会長>

○令和4年12月9日（金）

- ・女性農業者との交流会 15:30～
【ふれ愛支援センター：研修室】 <女性農業者担当部会委員>

○令和4年12月26日（月）

- ・第12回農業委員会総会 9:30～
【大和庁舎：旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉		
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
		推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 2 名である。

15 番	井上 秀樹	推 10 番	志太 要一
------	-------	--------	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農地係係長	一之谷浩太郎	農地係主任	阿部 洋一
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(14 時 00 分開会)

議 長

令和 4 年第 11 回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は農業委員 15 番井上秀樹委員、推進委員 10 番志太要一委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が 18 名、推進委員が 23 名で合計 41 名の出席ですので総会は成立します。

日程 1 会期の決定について

議 長

日程 1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程 2 会議録署名委員の指名について

議 長

日程 2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、3 番宮田京子委員、4 番荒川敦委員にお願いいたします。

日程 3 諸般の報告

議 長

日程 3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。農業委員 14 番牛木友哉委員。

14 番牛木委員

本年の農地パトロールについて報告します。まず 8 月に実

施した第1回農地パトロールについてです。集計結果についてはお手元に配布した資料のとおりです。昨年との比較で再生利用が可能な荒廃農地は、新規発生したものもありますが農地へ再生したものと差引し、全体で2,994㎡減少し、26,328㎡となりました。また再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は5,961㎡増加し98,381㎡となり、今回非農地判断をした農地89,201㎡と合わせ、合計で187,582㎡となっています。なお、適正管理が必要な農地については文書指導をしておるところですし、今後利用状況調査の実施も予定しております。

続いて、11月に実施した第2回農地パトロールの結果について報告します。過去に転用申請のあったスキー場やリゾートマンションとその関連施設用地、また原野化し非農地化した農地や、事情により耕作がされなくなった農地について4か所を確認いたしました。今回の総会で議案として出てくる案件と議案最後の非農地通知関連で出てくるものがありますのでご確認ください。以上となりますが、農地パトロールは農業委員会の必須業務です。今後も日頃から地域の農地の見守りをお願いします。以上です。

議長

ただいまの牛木委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、牛木委員ありがとうございました。
ほかにありますでしょうか。農業委員5番片桐京委員。

5番片桐委員

令和4年度の食育出前授業が全ての小学校で終わりましたので報告いたします。今年度は合計4校で実施しました。10月20日に六日町小学校、10月28日に赤石小学校、11月2日に浦佐小学校、11月11日に上田小学校で行いました。すべて順調に進みまして、ぬか釜炊飯も全ての学校でおいしく炊き上がり、米作り、食育の講話も順調に済みしました。皆さんからご協力いただき、大変ありがとうございました。来年度についても引き続き実施したいと思いま

議 長

すのでよろしくお願いします。以上です。

ただいまの片桐委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。農業委員 17 番中島直樹委員。

17 番中島委員

午前中に行われた農作業料金標準の作成部会と作成委員会について報告します。最初に、農作業料金作成部会委員で、農家の意見要望ということで5つの項目について検討しました。

1つ目が、一般の作業料金、オペレーターについて、2つ目が、草刈り機、自走式草刈り機を持ち込みした場合の時間当たりの作業料金について、3つ目が、物価高騰による苗代の見直しについて、4つ目が、水分が多くて時間を要する場合の乾燥機の料金見直しについて、5番目が、排ガス規制により高騰しているトラクター、コンバインの作業料金の見直しについてです。

これら項目について、その後、関係機関を交え、農作業料金標準作成委員会を行い、慎重審議いたしました。審議の結果については、来月の総会で皆さんに提示したいと考えています。その時に見ていただいてご意見等いただければと思います。以上です。

議 長

ただいまの中島委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、中島委員お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降8件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。4ページの6番案件について補足説明をします。こちらは平成2年10月にテニスコート、駐車場外を目的として5条許可を受けたものとなり、農地部分に建築が計画されていたテニスコート、駐車場が完成したということで、事実確認書を交付しております。なお、こちらは11月8日の第2回農地パトロールに出席した委員さんから現地を確認いただいております。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6ページをご覧ください。こちらは24件です。

1番、浦佐の田2筆で、第三者との賃貸契約のための解約です。今後貸付予定とのことです。

2番、市野江乙の田12筆で、所有者の都合による解約です。

3番、九日町の田3筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

4番、九日町の3筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

5番、今町の田4筆で、借受人の都合による解約です。今後貸付予定とのことです。

6番、大崎の田4筆で、借受人の都合による解約です。

7番、大崎の田6筆で、借受人の都合による解約です。

8番、大崎、柳古新田の田11筆で、借受人の都合による解約です。

9番、山崎、山崎新田の田5筆で、第三者との賃貸契約

のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10 番、大月の田 2 筆で、こちらは中間管理事業での貸付となりますが、第三者との売買のための解約です。

11 番、12 番は、賃借人が同じ方になります。

11 番、清水瀬、小川の田 20 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど一部農地については利用権の設定があがってきます。

12 番、小川の田 2 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

13 番、小川の田 1 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

14 番、小川の田 9 筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

15 番、津久野下新田の田 3 筆で、借受人の都合による解約です。

16 番、山口の田 2 筆で、借受人の都合による解約です。

17 番、青木新田の田 2 筆で、こちらは中間管理事業での貸付となりますが、第三者との売買のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

18 番、寺尾の田 1 筆で、第三者との売買のための解約です。

19 番、五日町の田 4 筆で、所有者の都合による解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

20 番、上十日町の田 1 筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

21 番、上十日町の田 4 筆で、耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

22 番、仙石、徳田新田の田 5 筆で、第三者との貸借契約のための解約です。

23 番、君沢の田 2 筆で、借受人の都合による解約です。

24 番、石打の田 2 筆で、所有者の都合による解約です。

(3) 使用貸借の解約について

14 ページをご覧ください。こちらは 5 件です。

1 番、大崎の田 1 筆、第三者への売買のための解約で、

後ほど3条申請があがってきます。

2番、大崎、柳古新田の田3筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、宮、津久野の田畑5筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、藤原の田1筆、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、塩沢の田1筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

16ページをご覧ください。こちらは3件です。

1番、浦佐の登記畑、現況宅地の1筆、10㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは、道路沿いの狭隘な土地で、自宅増築時に耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和49年8月10日です。現地は10月19日に関匡和委員さんからご確認いただいています。

2番、石打の登記畑、現況山林の1筆、423㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは、耕作条件が悪く耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和36年頃となります。現地は10月19日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

3番、長森の登記畑、現況雑種地の2筆、265㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は10月25日に棚村委員さんからご確認いただいています。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

	日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
議長	日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。
一之谷係長	(第2号報告朗読) 18ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が4件となっています。 1番、下原新田の田1筆753㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては10月17日に水澤委員さん、並木委員さんをご指名しています。 2番、中子新田、小杉新田、仙石の田3筆8,733㎡、売買の申出で、あっせん理由は自宅から離れたところにある農地を処分するためです。あっせん委員といたしましては11月8日に高村委員さん、荒川委員さんをご指名しています。 3番、樺野沢の田3筆1,864㎡、売買の申出で、あっせん理由は財産処分のためです。あっせん委員といたしましては11月8日に宮田委員さん、上村正明委員さんをご指名しています。 4番、四十日の田1筆997㎡、売買の申出で、あっせん理由は自宅から離れたところにある農地を処分するためです。あっせん委員といたしましては11月9日に中俣委員さん、高野委員さんをご指名しています。 第2号報告については以上です。
議長	ただいまの報告につきまして質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので第2号報告を終わらせていただきます。

	日程 6 第 3 号報告 農用地利用配分計画の認可について
議 長	日程 6 第 3 号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。
一之谷係長	(第 3 号報告朗読) 20 ページをご覧ください。10 月 28 日付けで新潟県知事から農用地利用配分計画の認可が 1 件きています。 1 番、賃借権の移転で、新たな耕作者へ賃借権を移転するための公告になります。 第 3 号報告については以上です。
議 長	ただいまの報告につきまして質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので第 3 号報告を終わらせていただきます。 日程 7 第 1 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
議 長	日程 7 第 1 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。
宮下主事	(第 1 号議案朗読) 22 ページをご覧ください。 10 番、山口の土地 81 筆 364,688.46 m²、昭和 57 年 12 月 28 日付けで事業計画変更許可・承認を受けた案件です。資料については 7-11 ページです。経緯について説明します。こちらは当初、スキー場及びスポーツ施設を建設する目的で、当初計画者が土地を購入しました。■■■■地区 26.1 ha は■■■■スキー場、■■■■地区 10.3 ha はスポーツ施設等に分かれており、スキー場のある■■■■地区は完了、■■■■

地区は未着手となっています。地区のスポーツ施設等は、経済活動の停滞等により事業採算性が見込めず、着手の見通しがたっていない状況となっております。今回の事業計画変更の内容としては、スキー場のある地区 261, 276 m²は完了、地区は、既存の、
、
、
、20, 173 m²は当初の計画から除外し、残りの土地 78, 789. 61 m²を事業承継者が農地として、具体的にはワイン醸造のためのブドウ畑として利用する事業計画変更を行います。

この農地は農業公共投資の対象となった農地で第1種農地となります。当初計画者は、スキー場及びスポーツ施設として許可を受けましたが、スポーツ施設については経済活動の停滞等により事業採算性が見通せず事業実施が困難になっております。このためスキー場地区は完了、スポーツ施設地区は事業承継者が農地とし利用するものであり、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。また新たに当初計画者から事業承継者への所有権移転も発生しますので、関連として後ほど農地法第3条の許可申請も上がってきます。また、この総会後には新潟県へ進達し、その上で許可、承認となる案件となります。説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案については原案のとおり承認されました。

日程 8 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長

日程 8 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第 2 号議案朗読)

27 ページをご覧ください。今月の 3 条申請は 19 件です。

122 番、売買による所有権移転です。浦佐の畑 3 筆 473.04 m²です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

123 番、売買による所有権移転です。浦佐の田 2 筆 10,273 m²です。申請理由は借入地を取得するためとなります。

124 番、売買による所有権移転です。大崎の田 1 筆 31 m²です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しております。対価については、譲受人の購入希望が強くこの価格になっています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

125 番、売買による所有権移転です。九日町の田 12 筆 9,317 m²です。対価については譲渡人の財産処分意向が強くこの価格になっています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

126 番、127 番、128 番は関連案件で譲受人が同じ方となります。いずれも売買による所有権移転です。

126 番、こちらは先ほどの第 1 号議案の事業計画変更承認申請であがっていたもので、譲受人である事業承継者が農地として取得するものです。山口の畑 48 筆 78,789.61 m²です。申請理由は経営規模拡大のためです。

127 番と 128 番については一緒に説明します。127 番が六日町の田 3 筆 2,087 m²、128 番が六日町の田 1 筆 283 m²です。この 4 筆で 1 枚の農地となっています。譲渡人については、いずれも財産処分となります。対価については、いずれも都

市計画法上の用途地域内の農地となり、将来的な可能性を含めての対価となっております。申請理由はいずれも経営規模拡大のためとなります。

129 番、売買による所有権移転です。青木新田の田 2 筆 502 m²です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しています。申請理由は借入地を取得するためです。

130 番、売買による所有権移転です。原の田 1 筆 600 m²です。こちらは譲受人の所有農地と相分けになっている農地です。対価については、譲受人の購入希望が強くこの価格になっています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

131 番、売買による所有権移転です。大月の田 1 筆 195 m²です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

132 番、売買による所有権移転です。長崎の田 1 筆 2,159 m²です。申請理由は借入地を取得するためとなります。

133 番、売買による所有権移転です。吉里の畑 1 筆 90 m²です。対価については、宅地とあわせての購入となり、農地部分については記載の対価とのことです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

134 番、売買による所有権移転です。吉里の畑 1 筆 146 m²です。こちらは譲受人の宅地に隣接しております。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

135 番、売買による所有権移転です。樺野沢の田 3 筆 3,473 m²です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

136 番、贈与による所有権移転です。五日町の田 4 筆 4,350 m²です。こちらは親族間での贈与とのことです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。贈与税についても確認済みとのことです。

137 番、贈与による所有権移転です。美佐島の田 1 筆 935 m²です。こちらは親戚への贈与とのことです。申請理由は経営規模拡大のためとなります。贈与税についても確認済みとのことです。

138 番、交換による所有権移転です。京岡の畑 1 筆 115 m²です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しております。なお、交換の相手方は、第 5 号議案である 5 条申請での交換となりますので、後ほどの議案で説明があります。申請理由は農地を交換して利便性を高めるためです。

議 長

139 番、140 番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。推進委員 2 番佐々木大輔委員の除斥を求めます。

(推 2 番佐々木委員退席)

27 ページ 123 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 123 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、123 番案件については原案のとおり承認されました。佐々木委員の除斥を解きます。

(推 2 番佐々木委員着席)

続いて、推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

27 ページ 125 番案件についてのみ質疑を行います。農業委員 18 番関匡和委員。

18 番関委員

125 番案件について補足説明いたします。こちら単価が非常に安いのですが、地元等から事情等を聞いております。財産処分の意向が強いということと、農地としても荒れていたということで、復田作業等もすでに譲受人が重機により行い、農地として使える状態にしたとのことです。また、この先土地改良事業に入る予定があるということですので、この金額は妥当と考えます。以上です。

議 長

ほかに質疑等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、125 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

それでは、123 番、125 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。123 番、125 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は全て承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

議 長

日程9 第3号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第3号議案朗読)

35 ページ、資料については12-13 ページになります。こちらは、住宅に附属する農地の取得について下限面積の特例を受けるための申請となります。

内容の説明に入ります。申請者は東京都にお住いの方になります。申請者については夫婦で南魚沼市に移住予定とのことです。農地の場所は津久野になります。資料12 ページをご覧ください。場所は[]の交差点を[]方面に進み、道路を行って右側になります。13 ページが拡大図となります。太枠で囲って中が白い部分が住宅になります。これに附属する農地が、隣の太枠で囲って中が斜線になっている部分になります。地目は原野で現況は畑となります。面積は273 m²です。この畑は住宅と隣接しております。現地調査は11月15日に農業委員11番大平委員に確認していただいております。

確認要件について説明します。3つあります。

1つ目が、住宅(宅地)に附属する農地かどうかになります。これについては合致しております。

2つ目が、このままだと遊休農地化の恐れのある農地かどうかになります。現状は、休耕地との判断になります。現在は一部防草シートを張っておりますが、雑草が繁茂しており、このままだと遊休農地化の恐れがある土地になります。なお、申請者の移住後は、雑草等を刈取りして畑として管理したいとのことです。

3つ目として、集団的な農地利用等に支障のない農地かどうかになります。これについては、この農地の周辺には他の

議 長

農地がなく、また畑であるため集団化に支障のないということになり、この要件も合致しています。

結果として、3つの要件をすべて満たしていると委員さんから判断していただいております。今回許可となれば来月総会で3条申請の予定となります。説明は以上です。

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長

日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第4号議案朗読)

37 ページをご覧ください。今月の4条申請は1件です。

23番、京岡の畑1筆、52㎡、転用目的は浄化槽設置です。資料は14-16 ページです。申請の内容ですが、住宅がある宅地部分の隣接地に、浄化槽を設置したいというもの

	であります。また浄化槽は、平成 14 年 8 月に申請者の亡くなられた父が転用許可を得ずに申請地に設置し、現在に至るまで使用していたということから、申請者より始末書を提出してもらってあります。この度、改築に伴い、土地の登記簿等を調査していたところ判明し、転用申請に至りました。この農地については、1 種、3 種農地以外で生産性の低い農地で、第 2 種農地ではありますが、浄化槽設置に使用するものであり、代替地はなく、利用計画から計画面積は適切なものであると判断し、許可相当であると考えています。以上です。
議 長	ただいまの説明につきまして質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 4 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、第 4 号議案については原案のとおり承認されました。 日程 11 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議 長	日程 11 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。
宮下主事	(第 5 号議案朗読)

39 ページをご覧ください。今月の 5 条申請は 5 件です。

92 番、山崎新田の田 1 筆、281 m²、売買による所有権移転で転用目的は駐車場兼資材置場です。資料については 17-19 ページです。申請の内容ですが、申請者は解体工事業を営んでおり、事業拡大により隣接地に住宅と事務所を移すため、ダンプや重機等の駐車場、資材等の置場所を確保する必要が生じたため、申請地を譲り受け、駐車場兼資材置場として利用したいというものであります。この農地は 1 種、3 種農地以外で生産性の低い農地で第 2 種農地ですが、駐車場兼資材置場に使用するものであり、代替地はなく、利用計画から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

93 番、浦佐の台帳宅地、現況畑 1 筆、111.35 m²、売買による所有権移転で転用目的は車庫建築です。資料については 20-22 ページです。申請の内容ですが、自宅近くの申請地を譲り受け、車庫を建築して利用したいというものであります。また申請地は譲受人が以前より借りており、平成 23 年に車庫を建築したものであるということで、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。こちらは、もともと譲渡人の自宅があった場所で、登記の地目が宅地であったため、転用許可を得ずに建築されたというものであります。この農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第 3 種農地となります。利用計画から計画面積は適当なものであり、原則許可ということになります。

94 番、京岡の田 1 筆 39 m²、交換による所有権移転で転用目的は自宅進入路の拡幅です。資料は 23-25 ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、冬期間、狭く不便をしてきた自宅進入路の拡幅をするものであります。交換の土地については農地法 3 条でも申請が上がっております。この農地については、1 種、3 種農地以外で生産性の低い農地で第 2 種農地ではありますが、代替地はなく、利用計画から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

95 番、六日町の畑 4 筆 478 m²、売買による所有権移転で転用目的は共同住宅及び駐車場建設です。資料については 26-28 ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、共同住宅及び入居者用の駐車場を建設するものであります。この

議 長

農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第3種農地となります。利用計画から計画面積は適当なものであり、原則許可ということになります。

96番、八竜新田の田1筆144㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築です。資料については29-31ページです。申請の内容ですが、申請者は親子の関係です。申請地を転用し一般住宅を建築するものであります。また申請地は、令和4年10月に自宅完成後、建物登記のため土地家屋調査士が調査、測量したところ、建物の南側一部が申請地にかかっていたもので、申請者本人より始末書を提出してもらってあります。この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で第2種農地となります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものでありまして、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。土地が不整形であり計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。以上です。

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

39ページ 95番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。39ページ95番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、95 番番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

それでは、95 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。95 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は全て承認されました。

議 長

暫時休憩いたします。

(15 時 00 分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(15 時 40 分再開)

議 長

日程 12 第 6 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

日程 12 第 6 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第6号議案朗読)

42 ページからになります。全部で 85 件です。

618 番、下原新田の田 1 筆 753 m²、所有権移転で、対価については m² 当たり 305 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 32 ページをご覧ください。

619 番、四十日、宇津野新田の田 8 筆 9,871 m²、所有権移転で、対価については m² 当たり 607 円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は 33-35 ページをご覧ください。

620 番、大里の田 4 筆 9,477 m²、所有権移転で、対価については m² 当たり 700 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 36-37 ページをご覧ください。

621 番、大崎、柳古新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 21,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

622 番から 624 番までが同じ借受人の方の案件です。

622 番、柳古新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

623 番、柳古新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

624 番、水尾の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

625 番、門前の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 21,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

626 番、大桑原の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

627 番、大桑原の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額で 215,641 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

628 番、山崎、山崎新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

629 番、黒土の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

630 番、美佐島の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

631 番から 639 番までが同じ借受人の方の案件です。

631 番、川窪の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

632 番、野中の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

633 番、小川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

634 番、小川の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

635 番、小川の田畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

636 番、小川の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

637 番、小川の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

638 番、津久野の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

639 番、宮、津久野の田畑 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

640 番、小川、舞台の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

641 番、野際の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

642 番から 644 番までが同じ借受人の方の案件です。

642 番、上原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

643 番、上原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

644 番、上原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

645 番、田崎の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 13 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

646 番、647 番は同じ借受人の方の案件です。

646 番、四十日、宇津野新田、大杉新田の田 20 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営

規模拡大のためです。

647 番、青木新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

648 番、五日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 9,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

649 番、650 番は同じ借受人の方の案件です。

649 番、思川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

650 番、思川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

651 番、652 番は同じ借受人の方の案件です。

651 番、塩沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

652 番、塩沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

653 番、654 番は同じ借受人の方の案件です。

653 番、塩沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

654 番、塩沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

655 番から 658 番までが同じ借受人の方の案件です。

655 番、塩沢、上十日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

656 番、上十日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

657 番、上十日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

658 番、上十日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

659 番、中の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 80 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

660 番、吉山新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

661 番、662 番は同じ借受人の方の案件です。

議 長

661 番、仙石の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

662 番、舞子の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 13 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

663 番、徳田新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

664 番、長崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

665 番、長崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

666 番、長崎の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

667 番、藤原の田 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

なお、668 番から 702 番までの案件につきましては、賃借権の再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。農業委員 11 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(11 番大平委員退席)

44-46 ページ 631 番から 639 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。44-46 ページ 631 番から 639 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、631 番から 639 番案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

(11 番大平委員着席)

続いて、農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

50、51 ページ 655 番から 658 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。50、51 ページ 655 番から 658 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、655 番から 658 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 6 号議案は全て承認されました。

日程 13 第 7 号議案 非農地通知について

議 長

日程 13 第 7 号議案 非農地通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 7 号議案朗読)

63-67 ページをご覧ください。こちらの 242 筆の農地については、8 月に皆様から行っていただきました第 1 回農地パトロールで、農地の地目になっているが、現地が山林原野化して、今後農地として利用が見込めない土地として非農地判断していただいた農地であります。これらの現地はすでに農地ではありませんので、この議案の議決をいただいた後、農地台帳から除外することになります。合わせて所有者の方へ非農地通知をお送りします。その非農地通知には地目の変更登記を促す文面を入れて発送しますので、所有者の方から地目の変更登記をしていただくという流れになります。今回、非農地となった土地については田が 63 筆で 21,559.48 m²、畑が 179 筆で 67,642.27 m²の計 242 筆 89,201.75 m²です。こちらの農地については、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地には該当しないということで、非農地ということになります。説明は以上です。

議 長	ただいまの説明につきまして質疑を行います。 (質問、意見なし) 質疑終わりにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第7号議案 非農地通知については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、第7号議案は原案のとおり承認されました。
	日程 14 その他
議 長	日程 14 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 9 番南雲廣悦委員。
9 番南雲委員	農業共済より評価の取りまとめについて報告します。以上です。
議 長	ただいまの南雲委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。 (質問、意見なし) 無いようですのでお疲れ様でした。次に農業委員 8 番中島修委員お願いします。
8 番中島委員	J Aみなみ魚沼よりカントリー出荷分の検査結果について報告します。以上です。

議 長

ただいまの中島委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。次に推進委員 24 番貝瀬茂利委員お願いします。

推 24 番貝瀬委員

幹事会より報告します。
以上です。

議 長

ただいまの貝瀬委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。次に農業委員 16 番駒形哲也委員お願いします。

16 番駒形委員

青年農業者担当部会より報告します。
以上です。

議 長

ただいまの駒形委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。次に農業委員 6 番山崎輝代委員お願いします。

6 番山崎委員

女性農業者担当部会より報告します。
以上です。

議 長

ただいまの山崎委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無いようでしたら、私からお願いとなりますが、皆様のお手元に令和5年度行事等予定表を配布しております。こちらは先月各特別委員会で決定した内容が記載されております。農業委員会（幹事会）、農地特別委員会、農政特別委員会、広報特別委員会ごとに表のと通りの予定となりますのでご確認をお願いします。ほかに無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(16時20分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 1月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

宮 田 京 子

会 議 録 署 名 委 員

荒 川 敦
